

福岡県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

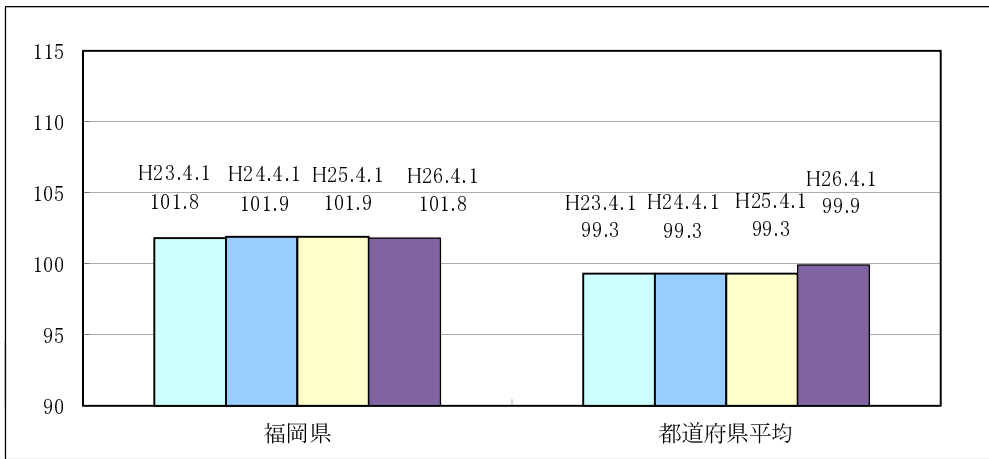
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	5,118,813	1,610,429,766	1,936,020	478,607,953	29.7	31.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	50,083	220,764,581	47,807,837	86,062,695	354,635,113	7,081	6,875

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は平成25年4月1日現在の人数で、教育長及び電気事業・工業用水道事業・工業用地造成事業・病院事業・流域下水道事業・県営埠頭施設整備運営事業職員（計119人）を除きます。
 3 給与については、再任用職員（短時間勤務）の給与が含まれており、職員数には当該職員数を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている理由

支給できる手当が国よりも限られている中で、初任給水準など民間との給与水準の差を主として給料月額により均衡をとっているため。

(4) 給与改定の状況

①月例

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
26年度	379,984	379,041	943円 (0.25%)	0.25	0.25	0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
26年度	4.11	3.95	0.16	0.15	4.10	4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期)
平成27年4月1日

(内容)
行政職の給料表について、国の見直し等を踏まえ、高齢層を中心に平均2%引下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合)	平成26年度	見直し後 (H32.4.1)	平成27年度
国基準による支給割合			
福岡市	10	10	10
春日市、福津市	3	10	5
大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川町、志免町、新宮町、粕屋町	3	6	4
北九州市、筑紫野市、古賀市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町	3	3	3
上記以外	0	0	0
福岡県の支給割合			
福岡市	4.75	6	5
福岡市以外	3.5	5	3.75

(実施時期)
平成27年4月1日より実施。制度完成時まで段階的に引上げ。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	43.2 歳	337,166 円	424,788 円	373,665 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
都道府県平均	43.4 歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(以下同じ)

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
福岡県	54.2 歳	746 人	334,701 円	382,000 円	361,249 円	—	—	—	—
うち用務員	54.5 歳	246 人	334,133 円	372,855 円	358,705 円	用 務 員	54.3 歳	199,300 円	1.87
うち自動車運転士	56.3 歳	143 人	323,857 円	380,743 円	348,702 円	自家用乗用自動車運転者	58.1 歳	193,300 円	1.97
うち守衛	55.3 歳	22 人	357,934 円	457,610 円	395,369 円	守 衛	56.7 歳	225,800 円	2.03
うち電話交換手	57.4 歳	5 人	339,357 円	402,866 円	371,131 円	—	—	—	—
うちその他技能労務職	52.9 歳	330 人	338,204 円	384,005 円	366,159 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円				
都道府県平均	51.2 歳	282 人	331,881 円	387,064 円	364,062 円				

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成23年～25年の3年平均)から総務省が算出したものです。
 2 民間データは、調査対象従業員の勤務日数や勤務時間が多様(本県職員は週38.75時間)で、年金受給中の方や短期契約の方なども含まれ、本県技能労務職員と単純な比較はできませんが、参考に掲載しています。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
福岡県	—	—	—
うち用務員	5,981 千円	2,747 千円	2.18
うち自動車運転士	5,931 千円	2,534 千円	2.34
うち守衛	7,134 千円	3,081 千円	2.32
うち電話交換手	6,288 千円	—	—
うちその他技能労務職	6,093 千円	—	—

(注) 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等(特別支援)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	47.3 歳	404,856 円	463,436 円
都道府県平均	44.8 歳	383,450 円	443,343 円

④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	45.2 歳	380,286 円	429,697 円
都道府県平均	43.5 歳	368,928 円	422,542 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	38.3 歳	317,877 円	440,942 円	353,636 円
国	41.3 歳	316,666 円	—	367,707 円
都道府県平均	38.8 歳	321,974 円	463,360 円	366,254 円

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		福 岡 県		国	
一般行政職	大学卒	178,800	円	172,200	円
	高校卒	144,500	円	140,100	円
技能労務職	高校卒	137,500	円	—	円
	中学卒	125,400	円	—	円
高等学校教育職	大学卒	199,700	円	—	円
	高校卒	154,900	円	—	円
小・中学校教育職	大学卒	199,700	円	—	円
	高校卒	—	円	—	円
警 察 職	大学卒	197,200	円	200,000	円
	高校卒	164,700	円	161,500	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,297 円	366,553 円	393,298 円	421,551 円
	高校卒	218,563 円	317,673 円	366,175 円	392,161 円
技能労務職	高校卒	— 円	294,625 円	332,847 円	354,910 円
	中学卒	— 円	— 円	335,460 円	350,200 円
高等学校教育職	大学卒	310,483 円	401,023 円	428,005 円	442,906 円
	高校卒	— 円	329,277 円	— 円	409,188 円
小・中学校教育職	大学卒	310,436 円	395,474 円	416,394 円	430,729 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大学卒	278,373 円	386,120 円	405,897 円	422,018 円
	高校卒	249,676 円	346,100 円	388,148 円	410,179 円

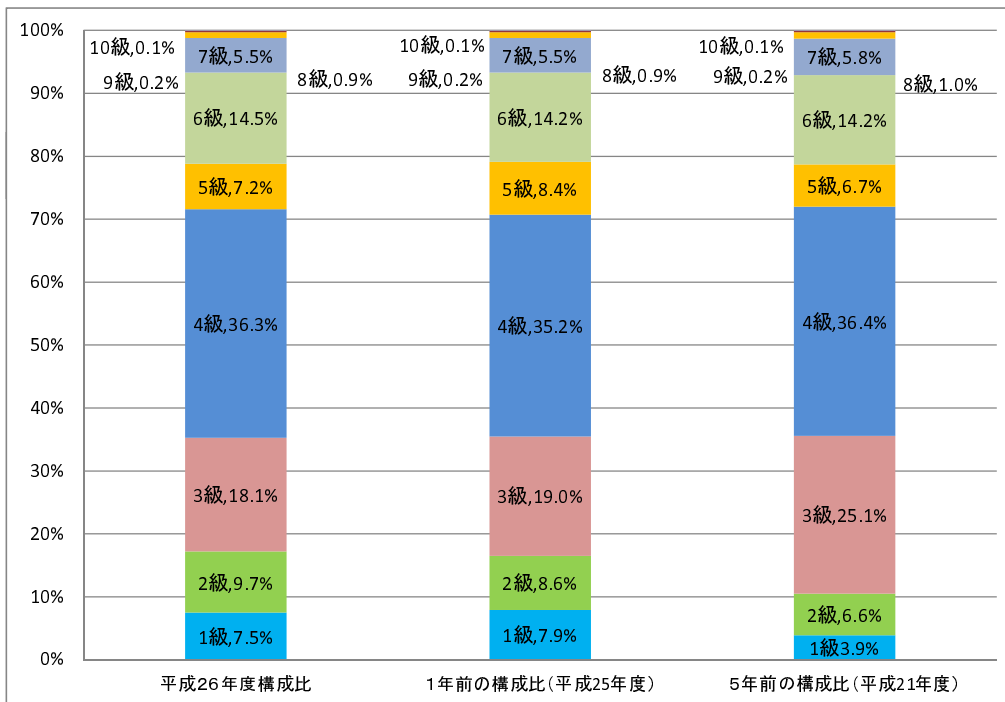
—：該当職員なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（構成比）	給料月額
1級	主事 技師	640人（7.5%）	135,600円～243,700円
2級	主任	823人（9.7%）	185,800円～307,800円
3級	主査 困難な業務を処理する主任	1,537人（18.1%）	222,900円～354,700円
4級	本庁の係長 困難な業務を処理する主査	3,074人（36.3%）	261,900円～395,800円
5級	本庁の課長補佐 本庁の困難な業務を処理する係長	612人（7.2%）	289,200円～405,800円
6級	本庁の課長 本庁の困難な業務を処理する課長補佐	1,225人（14.5%）	320,600円～422,600円
7級	本庁の困難な業務を処理する課長	462人（5.5%）	366,200円～456,200円
8級	本庁の次長	75人（0.9%）	413,000円～478,200円
9級	本庁の事務局長	13人（0.2%）	464,600円～537,700円
10級	本庁の部長	12人（0.1%）	529,500円～570,100円

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況（知事部局の行政職給料表適用者）

26年度	勤務成績が特に良好 5号給以上(55歳超の職員は3号給以上)	403人
	勤務成績が良好(標準) 4号給(" 2号給)	5,363人
	勤務成績が良好と認められないもの 3号給以下(" 1号給以下)	228人
	(計)	5,994人

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福岡県			国		
1人当たり平均支給額(25年度決算)			(非公表)		
期末・勤勉手当	1,526	千円			
(25年度支給割合)			(25年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分		2.60 月分	1.35 月分	
(1.45) 月分	(0.65) 月分		(1.45) 月分	(0.65) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～25%			・管理職加算 10～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

勤勉手当への勤務成績の反映については、現在検討中です。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

福岡県			国		
(支給率)	自己都合	定年・早期退職募集による退職	(支給率)	自己都合	定年・応募認定
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	—	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	その他の加算措置	—	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額	4,938 千円	24,254 千円	1人当たり平均支給額	(非公表)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		9,424,668 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		166,314 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	40 人	18 %
大阪市	15 %	5 人	15 %
府中市、名古屋市	12 %	3 人	12 %
福岡市	4.75 %	16,187 人	10 %
北九州市、筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川町、 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、 久山町、粕屋町	3.50 %	16,274 人	3 %
その他の県内市町村	3.50 %	17,808 人	0 %
医師・歯科医師	15 %	44 人	15 %
平均支給率	3.92 %	—	4.21 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			100.7 (101.8)

- (注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。
 2 医師及び歯科医師の支給率は、東京都特別区の場合を除き支給対象地域にかかわらず15%です。
 3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出されます。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		2,920,083 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		88,643 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		58.1 %			
手当の種類(手当数)		45			
区分	手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
一般職員	防疫等作業手当	保健福祉環境事務所等職員	①狂犬病予防注射・犬の捕獲 ②感染症患者の救護、病原体付着物件の処理、検疫作業、細菌検査 ③口蹄疫、鳥インフルエンザのまん延防止のために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却・埋却、畜舎の消毒の作業	120 千円	①日額300円 ②日額290円 ③日額380円 (作業が著しく危険な場合は760円)
	放射線取扱手当	放射線技術職員	有害放射線の影響を受ける作業	444 千円	日額300円
	危険業務手当	県土整備事務所、ダム建設事務所、水産海洋技術センター、農業総合試験場、計量検定所職員	①坑内のトンネル掘り作業、水面下4m以上の深所作業、高所作業、大型農業機械作業、爆発物立入検査 ②圧搾空気内作業、潜水作業	1,134 千円	①日額140円～560円 ②1時間210円～1,500円
	社会福祉業務手当	保健福祉環境事務所等、障害者更生相談所、女性相談所等現業を行う職員	①援護の措置を要する者等を訪問し面接して行う指導等、精神障害者の訪問指導、要保護女子に関する相談・指導・一時保護 ②結核患者家庭訪問指導、肢体不自由児の日常生活介助	24,689 千円	①日額450円、570円 ②日額230円
	種雄牛取扱等作業手当	農林業総合試験場職員	種雄牛又は種雄豚を御する作業、牛馬の直腸検査	115 千円	日額230円
	有害物取扱手当	保健環境研究所、工業技術センター、農業総合試験場職員	有害農業使用の農作物害虫等防除、有害ガス発生を伴う業務又は特に危険な薬品の取扱業務	960 千円	日額130円～290円
	県税事務手当	県税職員	県税の賦課及び徴収	72,990 千円	日額650円、800円
	夜間看護等手当	粕屋新光園の看護師	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護業務 ②正規の勤務時間外の救急医療等業務	7,970 千円	①1回2,900円、3,300円 ②1回1,240円
	犯則取締等手当	漁業取締業務に従事する職員、麻薬取締員	海上被疑者追跡又は取調、麻薬取締業務、航海中の船舶調査等、現業職員の5ト未満の船舶運航	495 千円	日額280円～550円
	特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所等、保健環境研究所、流域下水道事務所職員 児童福祉施設に勤務する職員	①し尿処理施設、化製場・死亡獣畜取扱場及び下水道処理施設立入検査 ②産業廃棄物処理施設立入検査 午前4時～6時までの間に勤務時間の始期が定められている場合	639 千円	①日額230円 ②日額290円 1回120円、230円
	用地交渉手当	農林水産部、県土整備部、建築都市部等職員	用地交渉業務	9,569 千円	日額700円、1,050円
	訓練指導手当	消防学校職員	教育訓練業務	904 千円	日額720円
	災害応急作業手当	県土整備事務所職員	異常な気象状況のもとでの、災害の未然防止、応急処置	88 千円	日額480円～1,095円
	道路上作業手当(道路上等作業手当)	県土整備事務所職員 道路技術員、河川監視	交通量の頻繁な道路上で、交通を遮断することなく行う道路維持修繕 ①加熱アスファルト混合物使用の道路舗装 ②道路上、河川区域の動物の死体処理	11,008 千円	日額300円 ①日額160円 ②日額230円
	は場等管理業務手当	農林業総合試験場職員	①農業機械等を操作するは場等管理業務 ②ふん尿収集、は場散布	1,002 千円	①日額120円 ②日額230円
動物等保護管理作業手当	動物愛護管理技術員	①負傷動物の収容作業 ②動物死体の収容作業	225 千円	①日額260円 ②日額230円	
教育公務員	教育職員の兼務手当	教育職員	全日制教育職員が本務の勤務時間を超えて夜間定時制の授業を行った場合又はその逆の場合	148 千円	授業1時間2,780円
	夜間定時制勤務手当	事務職員、技術職員及びその他の職員	高等学校又は中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程で始業時刻以後に2時間以上業務に従事	1,575 千円	日額340円 (事務長は日額220円)
	多学年学級担当手当	主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し授業又は指導に従事	4,382 千円	日額290円
	通信教育指導手当	①通信教育を行う学校の教育職員(本務職員を除く。) ②通信教育を行う学校及び協力校の教育職員(本務職員を除く。)	①添削指導 ②面接指導	0 千円	①1通当たり100円 ②1時間2,780円
	実習船乗船手当	①福岡県立水産高等学校の教育職員 ②福岡県立水産高等学校の職員	①実習船に乗り組み、漁ろうを伴う航海における生徒の実習指導等 ②船員法第82条の2第4項に規定する業務	864 千円	①日額3,000円 ②日額180円
	有害農業による害虫等防除作業手当	農業高校の教育職員	有害農業使用の害虫等防除	0 千円	1級 日額290円 2級 日額250円
	教員特殊業務手当	副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員等	1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 イ…非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ロ…児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ハ…児童・生徒に対する緊急の補導業務 2号 修学旅行等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの 3号 対外運動競技等の引率・指導業務で週休日等に行うもの 4号 部活動の指導業務で週休日等に行うもの 5号 入学試験の監督、採点等	1,222,928 千円	日額 1号イ … 6,400円 1号イ(特に甚大な災害) … 12,800円 1号ロ … 6,000円 1号ハ … 6,000円 2号 … 3,400円 3号 … 3,400円 4号 … 2,400円 5号 … 900円
補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務とする教育職員	児童又は生徒の補導業務に従事	6,907 千円	日額200円	

教育公務員	教育業務連絡指導手当	教務主任 3学級以上の学校の *生徒指導主事 *進路指導主事 (高等学校、中等教育 学校及び特別支援学 校の高等部に置かれ るもの) *学科主任 *農場長 *寮務主任 *学年主任 (一の学年が3学級以 上の学年に置かれる もの)	主任等に発令された指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事	156,943 千円	日額200円
警察職員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等	451,649 千円	日額320円、560円
	留置施設看守及び被疑者(被告人その他法令により拘禁されている者を含む。)護送の作業	警察職員	留置施設看守及び被疑者護送	33,428 千円	日額230円、240円
	交通捜査作業	警察官(警部以下の階級にある者に限る。)	高速道路等における事故捜査・交通違反取締り等	133,921 千円	日額310円～840円
	犯罪鑑識作業	警察職員	現場等における犯罪鑑識	24,295 千円	日額280円、560円
	交通取締用自動車その他特殊自動車の運転、警備用船舶運行及び自動車の検査に関する作業	警察職員	交通指導取締、犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び捜査専用車等の運転等	73,760 千円	日額250円～560円
	暴力団犯罪対策及び銃器等犯罪捜査の作	警察官	銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等	15,281 千円	日額560円～1,640円
	結核患者接触作業	保健師	結核患者に接触して行う治療に関する諸注意、情報提供等	0 千円	日額230円
	死体処理作業	警察職員	人の死体の解剖・検視・実況見分等直接死体に接触する作業	93,734 千円	日額1,600円、3,200円 1体当たり3,200円
	坑内作業	警察職員	鉱山の坑内又は掘削中のトンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落盤等の災害があったときに、当該坑内で行う災害関連作業	0 千円	日額1,900円
	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	警察職員	①航空機の操縦作業 ②航空機に搭乗して行う整備作業 ③航空機に搭乗して行う操縦及び整備以外の作業	15,338 千円	①1時間5,100円 ②1時間2,200円 ③1時間1,900円
	警ら作業	警察官(警部以下の階級にある者に限る。)	警ら作業	198,154 千円	日額340円
	爆発物の取締り及び処理の作業	警察職員	①爆発物取締作業 ②爆発物処理作業	54 千円	①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円
	夜間特殊業務に従事する作業	警察職員	正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時間帯が深夜の一部又は全部を含むとき	347,053 千円	1回730円
	救難救助作業(そのための訓練の作業を含む。)	警察職員	①危険を伴う山岳地遭難者の救難救助又は天災地変若しくは水難、火災、危険物の爆発事故その他異常な事態における救難救助 ②福島原発の敷地内及びその周辺の区域で行う業務	3,125 千円	①日額410円、840円、 1,680円 ②日額660円 ～40,000円
	夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給者を除く。)	突発的発生業務の処理のために、正規の勤務時間外の時間において緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられて作業に従事し、その時間帯の一部又は全部が夜間であるとき	3,487 千円	1回1,240円
	潜水作業	警察官	潜水器具着用による潜水作業	88 千円	1時間310円～1,500円
	国際緊急援助作業	警察官	海外地域での国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動の作業	0 千円	日額4,000円
	サリンその他の特殊危険物質の処理等の作	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下、現場で行う救助又は捜査等	0 千円	日額250円～4,600円
	海外犯罪情報収集作業	警察官	日本国外において従事する犯罪の捜査情報収集(人事委員会が定める場合に限る。)	0 千円	日額1,100円
	身辺警護等作業	警察職員	天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警護若しくは身辺警護	612 千円	日額640円、1,150円

(5) 時間外勤務手当(全職員)

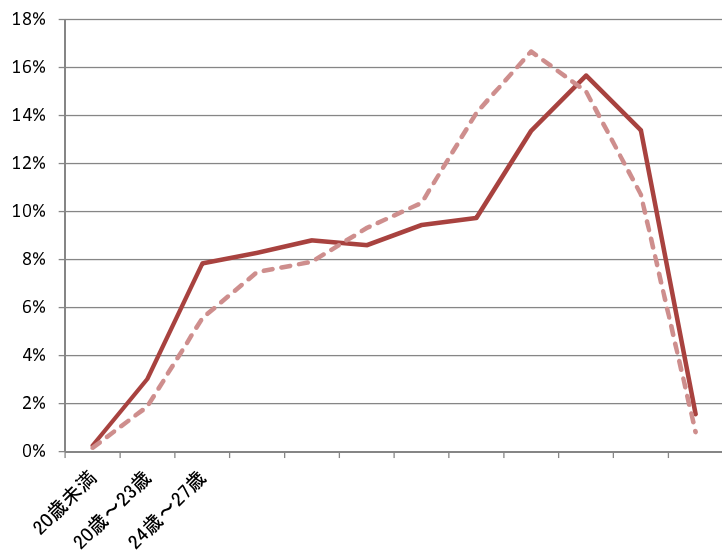
支給実績(25年度決算)	8,860,055 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	418 千円
支給実績(24年度決算)	8,888,329 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	420 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)	
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目 11,000円) ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	異なる	16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算額は、国は5,000円	6,051,776 千円	239,570 円	
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+(家賃-23,000円)×1/2 (支給限度額27,000円) ○持家居住者で世帯主である職員 廃止 ただし、以下のとおり経過措置を設ける ・平成26年4月～平成27年3月 月額1,500円 ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2	同じ	—	4,468,856 千円	127,605 円	
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃額(原則として6箇月定期の額) ・交通用具使用額 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (県外上限41,000円)	異なる	(国の制度) ・運賃等相当額の支給 限度額 55,000円 ・交通用具利用者の支給額 2,000円～24,500円 ・新幹線等利用者の特別料金等加算 加算額料金×1/2 (上限2万円)	6,577,051 千円	127,216 円	
初任給調整手当	○専門的知識を必要とし、かつ、欠員補充が困難である職について、民間企業の給与水準と調整するために支給 ・医師、歯科医師 306,900円以下(35年) ・研究員 100,000円以下(10年) ・獣医師 30,000円以下(15年)	異なる	(国の制度) ・医師、歯科医師 410,900円以下 (35年) ・獣医師への支給なし	86,223 千円	870,939 円	
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・23,000円～68,000円	同じ	—	65,169 千円	296,223 円	
宿日直手当	○宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常 5,100円 ・医師、歯科医師 20,000円 ・生活指導 7,200円 ・寄宿舎指導 5,900円	異なる	国は通常の宿日直は4,200円	1,562,210 千円	191,236 円	
管理職員特別勤務手当	○週休日又は休日等において勤務した管理職員に対して支給 ・職の区分に応じ、1回4,000円～12,000円 (従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	異なる	区分や支給額が異なる	71,596 千円	175,480 円	
夜間勤務手当	○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	917,474 千円	94,702 円	
休日勤務手当	○祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与×135/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	2,149,931 千円	173,816 円	
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (40,800円～139,100円)	異なる	区分や支給額が異なる	2,118,106 千円	637,216 円	
農林漁業普及指導手当	○農林漁業等の普及指導に従事する職員に対して支給 ・給料月額×8% (管理職手当受給者は4%)			92,932 千円	326,077 円	
警察	特勤勤務手当	○生活が著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給 ・(給料の月額+扶養手当)×級地区別支給割合-地域手当 * 級地区別支給割合 4%～25%	同じ	—	53,099 千円	181,225 円
	特勤勤務手当に準ずる手当	○特勤公署又は特勤公署に準ずる公署に勤務するために住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異動後4年間 4%～6%、 5年目4%、6年目2%(最高6年)	同じ	—		
へき地手当	○生活が著しく不便な地に所在するへき地等学校に勤務する職員に対して支給 ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×級地区別支給割合-地域手当 * 級地区別支給割合 6%～22%					
へき地手当に準ずる手当	○へき地等学校に勤務するためにへき地等学校が所在する市町村内に住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異動後5年間 4% その後1年間 2%					

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	130	1,518	3,932	4,152	4,414	4,315	4,738	4,882	6,704	7,858	6,714	784	50,141

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
知事部局	8,025	7,946	7,896	7,817	7,748	7,659	▲ 366 (▲4.6)
教育委員会	31,569	31,179	30,875	30,869	30,796	30,693	▲ 876 (▲2.8)

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（26年4月1日現在）

・電気事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	45.9 歳	396,802 円	584,269 円
団体平均	44.8 歳	356,756 円	560,123 円

・工業用水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	44.4 歳	379,966 円	573,213 円
団体平均	45.4 歳	343,373 円	528,594 円

・工業用地造成事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	39.8 歳	330,975 円	481,618 円
団体平均	42.4 歳	364,171 円	560,492 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 工業用地造成事業の「団体平均」は、総務省より提供された公営企業職員の基本給等に係る団体平均データの「その他の事業」分であり、工業用地造成事業のみの団体平均ではありません。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公 営 企 業 職 員			行 政 職 員		
1人当たり平均支給額(25年度決算)			1人当たり平均支給額(25年度決算)		
期末・勤勉手当	1,729	千円	期末・勤勉手当	1,526	千円
(25年度支給割合)			(25年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分		2.60 月分	1.35 月分	
(1.45) 月分	(0.65) 月分		(1.45) 月分	(0.65) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算 5～20%			役職加算 5～20%		
管理職加算 15%			管理職加算 10～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

公 営 企 業 職 員			行 政 職 員		
(支給率)	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	(支給率)	自己都合	定年・早期退職 募集による退職
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	—	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	その他の加算措置	—	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額	— 千円	25,816 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		7,375 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		199,327 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
福岡市	4.75 %	20 人	4.75 %
福岡市を除く福岡県内の地域	3.50 %	17 人	3.50 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	121 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	12,128 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	27.0 %			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	支給対象の作業に従事した職員	①高圧機器整備点検作業 ②水路管内作業 ③高所作業 ④洪水吐ゲートの保守点検作業 ⑤有害薬品を使用する作業 ⑥漏水事故復旧等の道路上作業 ⑦災害応急作業	121 千円	①日額300円 ②日額220円 ③～④日額220円～320円 ⑤日額130円～250円 ⑥日額300円 ⑦日額480円～1,095円
用地交渉手当	交渉業務に従事した職員	用地交渉業務	0 千円	日額700円～1,050円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	12,772 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	387 千円
支給実績(24年度決算)	13,831 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	419 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	行政職員の制度との異同	行政職員の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円(配偶者がいない場合の1人目 11,000円) ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	同じ	—	4,101 千円	205,045 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃—12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+(家賃—23,000円)×1/2 (支給限度額27,000円) ○持家居住者で世帯主である職員 廃止 ただし、以下のとおり経過措置を設ける ・平成26年4月～平成27年3月 月額1,500円 ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2	同じ	—	4,591 千円	135,015 円
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃額(原則として6箇月定期の額) ・交通用具使用額 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算(県外上限41,000円)	同じ	—	11,128 千円	327,297 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・23,000円～68,000円	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	○週休日又は休日等において勤務した管理職員に対して支給 ・職の区分に応じ、1回4,000円～12,000円(従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	同じ	—	60 千円	30,000 円
夜間勤務手当	○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	同じ	—	—	—
休日勤務手当	○祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	同じ	—	—	—
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額(81,600円～106,200円)	同じ	—	4,076 千円	1,018,980 円